

地域ケアと認知症ケアに取り組みます

第4期狭山市高齢者福祉計画・

介護保険事業計画を策定

市は、平成21年度から23年度を計画期間とする第4期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定しました。高齢者人口の推移や意識調査、介護サービスの利用実績などを基に、3年ごとに見直しを行っているもので、今計画では、介護予防認知症ケアなどを重点に、地域ケア体制の構築などを目指した施策に取り組みます。計画の概要と21年度から23年度まで3年間の65歳以上の方の介護保険料をお知らせします。

■加速する高齢化率

平成23年度には23%

第4期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、活力ある高齢者社会を創造していくための取り組みや介護保険制度の適正な運営に関するものを一体的に策定した総合的な計画です。

総人口に占める65歳以上の人口を高齢化率で表していますが、7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会といわれています。現在、市の高齢化率は20%を超えており、21年度には超高齢社会に

突入り、第4期計画の最終年度の23年度には23・1%になることが予想されています。

■第4期計画の将来像

本計画では、高齢者一人ひとりが、いつまでも元気で安心して生活をするために、「高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で、互いに支え合い、安心して生活できるまち」を将来像に掲げました。

■主な取組内容

◆高齢者の積極的な社会参加の促進
高齢者の持つ豊富な知識や経験、技術を活かし、高齢者が生きが

いを持って、地域で充実した暮らしを送るための自主的な活動への支援などの施策を進めます。同時に、積極的に社会参加ができる環境づくりを推進していきます。

◆介護予防と疾病予防対策
高齢者がいつまでも介護を必要としないで生活していけるよう、介護予防のための正しい知識の普及・意識啓発などを行うとともに、地域主体の介護予防を視点とした健康づくりを進めます。また、「活動的な85歳」を目指し、生活習慣病の予防や各種健診などの施策を進め、疾病予防の推進も一体的に取り組んでいきます。



第4期(平成21年度～23年度)介護保険料が決まりました

■保険料は介護保険の大切な財源です

介護保険料の財源内訳は、原則50%を国・県・市で、30%を第2号被保険者(40歳～65歳未満の医療保険加入者)残りの20%を第1号被保険者(65歳以上の方)で負担することとなっています。

■第1号被保険者の保険料基準月額149円増の3,573円に

要介護等認定者数の増加に伴う、居宅サービス利用の増加や特別養護老人ホームの整備などによる保険給付費の伸びを踏まえ、介護保険料を算定しました。なお、介護従事者の処遇改善を図るための介護報酬改定による保険料上昇分の2分の1に充てるため、国から介護従事者処遇改善臨時特例交付金が約8,900万円交付されています。その結果、平成21年度から23年度までの第1号被保険者の保険料基準月額は3,573円となりました。

■保険料の納め方

年度単位で、7月上旬に市から特別徴収開始通知書または納入通知書を郵送します。「特別徴収開始通知書」は、保険料を年金から差し引きする方に送付します。納入通知書でお支払いいただく場合は、口座振替を利用することができます。

■保険料は7段階から8段階9区分の設定に

保険料区分	対象者	年額保険料
第1段階	生活保護の受給者、または老齢福祉年金受給者で市県民税世帯非課税	21,400円
第2段階	市県民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円以下	21,400円
第3段階	市県民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円超	32,100円
第4段階	特例者 本人が市県民税非課税で世帯の誰かが市県民税課税(本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円以下)	38,500円
	基準額 本人が市県民税非課税で世帯の誰かが市県民税課税(本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円超)	42,800円
第5段階	本人が市県民税課税で合計所得金額が125万円未満	47,100円
第6段階	本人が市県民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満	53,500円
第7段階	本人が市県民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満	64,300円
第8段階	本人が市県民税課税で合計所得金額が500万円以上	68,600円

◆計画の円滑な推進のために
高齢者ニーズが多様化、高度化するにつれ、各部門の連携の必要性も高まっていることから、介護

◆介護保険施設サービスなどを整備
特別養護老人ホームなどの介護保険施設を整備するとともに、住み慣れた地域での生活が継続できるように、地域密着型サービスの整備として、認知症対応型共同生活介護グループホームなどを整備します。

◆地域ケアの推進
地域包括支援センターを中心に、市民・事業者・行政などとのネットワークによる地域ケア体制を構築し、関係機関との情報交換や連携を密にした体制の中で、地域ケアの推進に努めていきます。

◆認知症ケアの推進
地域包括支援センターを中心とした認知症高齢者の相談窓口の充実を図ります。そして、認知症に対する正しい知識などの普及に向け、研修、講座、講演会などにより継続的に周知し、認知症への不安や恐れを解消に努めます。

また、地域のネットワークを活用した認知症ケアへの取り組みを進めます。

◆保健・医療・福祉の向上に努めます
市では、これからも高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、市民皆さんの活発な活動と地域の支援さらに、事業者の活力のもとで、市の保健・医療・福祉の向上に全力で取り組んでいきますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問合せ
介護保険課へ内線1553
高齢者支援課へ内線1572

保険サービス事業者の団体、狭山市介護保険サービス事業者協議会との連携を強化していくとともに、地域包括支援センターを中心とした、自治会や民生委員・児童委員、各種ボランティア組織、医療機関、介護保険サービス事業者などとの連携システムの構築を推進します。